働き方改革の取り組み方法をアドバイス！

はたサポ通信

第０１３号

令和８年１１月１日

はたサポ通信バックナンバーはこちら→
「センターからのお知らせ」に掲載中

発行：働き方改革サポートオフィス鳥取　〒680-0845鳥取県鳥取市富安1丁目152番地SGビル４F

TEL:0800-200-3295（フリーダイヤル）　FAX:0857-30-0351　MAIL:tottori@workstylereform.net

要チェック

8月から育児休業等給付の申請手続きが見直されています。

令和8年8月1日から、厚生労働省は、育児休業等給付の申請手続きをスムーズにするため事務取扱いを見直しました。
今回は、雇用保険法そのものの改正ではなく、申請をより行いやすくするための変更です。
これにより、申請の簡素化、迅速化、手続きの負担軽減が図られることになりました。
変更は大きく下記の3点です。



①出生時育児休業給付金で申告する賃金：従来は、出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金を申請時に申告していましたが、8月1日以降は、出生時育児休業期間中に支払日のある賃金を申請時に申告するようになりました。

②出生後休業支援給付金の配偶者確認書類の簡素化：従来は、母親が申請する場合には、配偶者(父親)の確認書類として、住民票の写しなどを提出していましたが、8月1日以降は、母親が申請する場合も、父親が申請する場合と同様に「母子健康手帳の写し（出生済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る）」の提出が可能になりました。

③育児時短就業給付の支給要件の確認方法：育児時短就業給付金は、雇用保険の被保険者が、2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業し、賃金が低下するなど、一定の要件を満たした場合に支給される給付金です。育児時短就業給付については、支給要件を確認するための書類の取扱いや、週所定労働時間の計算方法などが見直されました。

今回の変更は給付制度そのものを大きく変えるものではありませんが、申請時の確認方法や添付書類が変更となります。労務の担当の方は、新しい取扱いや様式を確認しておきましょう。また、申請が集中する際は、運用手順等を事前に整えておくことがトラブル防止につながります。また、給付の取扱いが変わるタイミングは、育児休業規程の記載や従業員への周知文書を点検する絶好の機会でもあります。制度の周知不足は、「会社から詳しい説明を受けていない」などといったトラブルを招きかねないため、制度の運用方法と規程等をあらためて確認することをお勧めします。

育児介護規程の改定、申請手続についてご不明な点がございましたら、はたサポにお気軽にご相談ください。

要方針確認

時間外労働等に係る相談･支援及び監督指導の見直しについて

厚生労働省から、日本成長戦略（令和８年７月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2026（同日閣議決定）において、「36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施する」、「労働基準監督署において、重大･悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとった指導が行われるよう速やかに見直す。」などとされたことを踏まえ、本年９月１日より、全国の働き方改革推進支援センター（当県は「働き方改革サポートオフィス鳥取」となります。）及び労働基準監督署において以下の取組を行うことが発表されました。

１．36協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、36協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援する「専門相談窓口」を設けます。また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署(労働時間相談・支援班）とのチームにより、36協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の訪問支援を行います。

さらに、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築します。

２．労働基準監督署における対応の見直し

時間外・休日労働時間数のみに着目して１か月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、各事業場が36協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行うこととします。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行います。

この取組を受け、当センターにおいても働きやすい職場づくりの実現に向けて、労働基準監督署と連携して訪問支援等を行ってまいります。お気軽にお問い合わせください。

★編集後記★

秋の空気が心地よく、仕事にも集中しやすい季節になりました。季節の変わり目ですが、どうか健やかにお過ごしください。来月号も、皆さまの取り組みに寄り添う情報をお届けします。

